



平成25年10月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 猿田史典 編集担当責任者 番井 菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

根強く残る「送り付け商法」に注意!

平成25年9月30日、国民生活センターは健康食品の送り付け商法の新たな手口について報道発表をしました。



「送り付け商法(ネガティブオプション)」とは、注文をしていないにもかかわらず、業者が勝手に商品を送ってきて、代金の支払いを請求するものです。当然、申込をしていないのですから代金は支払う必要はありませんが、購入していない場合は商品は業者のものですから、原則は返さなければなりません。しかし、勝手に送ってきたものに対してわざわざ費用をかけて送り返さなければならないのでしょうか。特定商取引法では、こうして事業者が勝手に消費者に商品を送り付けてきた場合に、消費者がその商品をどう取り扱えばよいのかを定めています。①商品を受け取ってから14日を経過するか、②商品を引き取るよう相手に請求してから7日間を経過すると返還義務はなくなります。

送り付けの前に電話の勧誘があった場合、悪質な業者は相手の言葉尻をとらえたり(拒絶の意味の「いいです、結構です」を肯定と捕えたり)、威圧するなどして無理やり「注文をとった」ことにしてしまいます。録音でもしていない限り、証拠が残っていない場合も多いです。

平成22年ごろ、粗悪なカニなどを勝手に送り付けられ、ナマモノのであるため痛みやすいので、消費者が納得いかないまま代金を支払ってしまったり、業者が問い合わせた消費者を威圧して支払わせるような被害があいつぎました。

そして最近また新たな送り付け商法の被害が増えているようです。**最近の送り付け商法の特徴としては、**

○健康食品で数万円程度のもので健康食品に興味のある人などがつい払ってしまうことも。

○高齢者を狙う 一度健康食品や健康器具などの購入実績のある高齢者の名簿を業者が利用していることが考えられます。

送り付けられた身に覚えのない商品と請求書に対して、問い合わせの電話をしたらいいくめられる場合もあります。一度でも支払ってしまうと、より狙われやすくなります。名簿となって悪質業者の手に転々と売買されていると考えられますので、注意が必要です。

まったくない!



特商法59条「ネガティブオプション」に該当すると主張。商品を受け取ってから14日、又は業者に商品を引き取るよう請求をしてから7日間すると商品の返還義務はなくなり、その後は処分をしてもよい。業者から代金支払いの催促がきたら支払う必要はないことをはっきり伝え、しつこいようであれば消費者センターや専門家に相談する。

注文をした覚えが・・・

してしまった



特商法「電話勧誘販売」にあたると思われる。契約書の有無を確認する。契約書がない場合や、ある場合でも記載内容を確認しクーリング・オフを検討する。契約書がなかったり記載不備であることもあるので、時間がたついてもあきらめないで消費者センターや専門家に相談をする。

あいまい・・・



契約書や注文書があるかを確認する。消費者センターや専門家に相談し、契約成立をしめす証拠となるものがあるかを確認する。「電話勧誘販売」のクーリング・オフ、「ネガティブオプション」による商品引き取り請求の両方を主張するなどする。



～「浦河べてるの家」を見学してきました～

平成24年10月発行のきりばたけ通信15号の記事「べてるまつり2012に参加してきました！」でご紹介した「浦河べてるの家（以下、単に「べてるの家」といいます）」を、このたび見学する機会に恵まれましたので、行って来ました。べてるの家とは、浦河町で1984年に設立された精神障害等をかかえた当事者の地域活動拠点です。

見学日当日、札幌を発つと程なくして降り出した雨も浦河に着く頃にはすっかり止んで、海辺の駐車場に降り立つと潮の香りが心地よく迎えてくれました。

まずは、べてるの家が運営する「カフェぶらぶら」に案内されました。あいにく見学日が土曜日だったため関係施設の多くが休業で、実際の作業風景を見ることはできませんでしたが、べてるの家のメンバー4人によるお話はそれを補ってなお余りあるほどのもので、ユーモアを交えつつスライドを用いての丁寧な説明は、たいへん楽しいものでした。主要な活動の一つである「日高昆布の袋詰め作業」では、「手を動かすより口を動かせ」を合言葉に作業をするのだとか。これぞまさしくべてる流の逆転の発想で、互いにコミュニケーションを図りながら楽しく作業することを大切にしているとのことでした。

…と、こうしてサラリと書いてはおりますが、一寸立ち止まって考えてみると、今回お話をしてくれた4人は、みなさん精神面に何らかの症状を携えてべてるの家の戸をたたいた人たちです。浦河に来た当時は、見知らぬ人に話することに苦勞がともなっていたのではないのでしょうか。それが今、このように私たちをもてなし、手際よく面白く自分たちのことを話しているのです。これがべてるの家での取り組みの成果なのだという感慨は、説明の後で提供されたカフェぶらぶら特製チーズケーキセットのおいしさとも相まって一層味わい深いものとなりました。

美味なひとときの後は、べてるの家のメンバーが暮らしているグループホーム型住居のひとつを見せていただきました。居間に邪魔してお話をききましたが、「三度の飯よりミーティング」の理念は、仕事の作業やべてるの家の活動の時に限らず普段の生活においてもとても重要なのだそうです。心身の調子を語ることから始めて、その日のよかった点やさらによくしたい点について、ひとりひとりが自分の言葉で表現する。精神に障害を抱えている当事者同士だからこそ、そうした機会を毎日のように設けることで互いの状態を確認し、助け合うのだそうです。これもまたべてるの家の理念のひとつですが、文字通り「弱さを絆に」しているんですね。このように毎日ミーティングをやること自体、相当に自己表現のトレーニングになっているのでしょう。

他にも「当たり前苦勞を取り戻す」など数々の独自の理念に基づき、当事者が主体的に活動するべてるの家。その取り組みは、成年後見等の業務を通じて精神障害等をかかえる人たちと接点のある私たち司法書士はもちろん、本紙をご覧の皆さんにとっても、おおいに参考となるのではないかと思います。百聞は一見にしかずといえます。ぜひ浦河まで足を運んでみてください。



司法書士会からの おしらせ

無料電話相談会 「敷金トラブル 休日相談会」

身近な問題のひとつである敷金にまつわるトラブルについて、このたび、下記の日時に無料の電話相談会を実施いたします。少額だから…とあきらめてしまう前に、まずはご相談ください。

相談日 11月10日(日)
時間 10時～16時
電話 011-522-5578

相談料は無料です。通話料のみご負担下さい。

編集後記

昨年に引き続き、べてるの家を紹介させていただきました。統合失調症の症状である幻覚・幻聴は本人にとっても周りにとっても受け入れることに苦勞するものだと思うのですが、それを笑いにした衝撃は忘れられません。ある人が「金持ちの自慢話をきいて笑う人はいないけど、貧乏人の苦勞話は笑いつながられる。それはすごいことだ」と言っていました。弱みと向き合い、受け入れてそれを笑いにできれば無敵です。それがすごいことだと言うことは、わが身を振り返ればよくわかります。(K. T@まだ笑えません・・・)